

国立大学法人東京海洋大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応等に関する規則

平成31年 3月27日

海洋大規第 62号

改正 令和 4年 3月 1日 海洋大規第 8号

改正 令和 5年 3月31日 海洋大規第 60号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）及び日本学術会議声明「科学者の行動規範」（平成18年10月3日決定、平成25年1月25日改訂）に基づき、国立大学法人東京海洋大学における公的資金を用いた研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次の各項各号に定める。

- 2 「研究活動上の不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用をいう。
 - 一 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
 - 二 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
 - 三 盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
 - 四 前3号以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの
- 3 「研究者等」とは、「国立大学法人東京海洋大学における研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用の防止等の体制等に関する規則」（以下「体制等規則」という。）第2条第5項に規定する者をいう。
- 4 「各部局等」とは、体制等規則第2条第6項に規定する部局等をいう。
- 5 「公的研究費」とは、体制等規則第2条第2項に規定する研究費をいう。
- 6 「競争的研究費等」とは、各省庁又は各省庁が所管する独立行政法人等から配分される競争的研究費を中心とした公募型の研究資金をいう。

(研究者等の責務)

- 第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者等は、本学が課す研究倫理教育を受講しなければならない。
 - 3 研究者等は、前項の研究倫理教育を受講しなければ、公的研究費の使用及び競争的研究費等の申請をすることができない
 - 4 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を5年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第4条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、告発窓口を設置し、受付担当者を置く。
2 前項の受付担当者は公益通報等受付担当者とする。

(告発の受付体制)

- 第5条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、電話、電子メール、ファクシミリ又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。
- 2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者名又は研究グループ等の名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。
 - 3 受付担当者は、匿名による告発があった場合には、通報の内容に応じ、顕名の通報があった場合に準じて取り扱うものとする。
 - 4 受付担当者は、告発を受け付けたときは、速やかに、学長に報告するとともに、学長は、当該告発に関係する部局等の長等に、その内容を通知するものとする。
 - 5 受付担当者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
 - 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者名又は研究グループ等の名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、学長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。
 - 7 学内監査等により不正の疑いが確認された場合は、顕名の通報があった場合と同様に取り扱うものとする。

第6条 学長は、受付担当者から告発の報告を受けたときは、直ちに公正研究推進室長、総務を担当する理事又は副学長及び関連する分野の複数の教員を指名の上、告発を受理するかどうかの検討を行う。ただし、本規則対象外の告発については、然るべき組織等に回付するものとする。また、法律等に違反する恐れがある場合は、関係機関に連絡するものとする。

(告発の相談)

- 第7条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。
- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口担当者は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
 - 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口担当者は、学長に報告するものとする。
 - 4 前項の報告があったときは、学長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の担当者義務)

- 第8条 告発の受付に当たっては、告発窓口担当者は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。
- 2 告発窓口担当者は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、電話、電子メール、又はファクシミリ等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第3章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

- 第9条 この規則に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。なお、職員等でなくなった後も、同様とする。
- 2 学長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
 - 3 学長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査途中であるかにかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
 - 4 学長及びその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に、連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

- 第10条 各部署等の長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、国立大学法人東京海洋大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）その他関係諸規則等に従って、その者に対して処分を課することができる。
 - 4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

- 第11条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規則等に従って、その者に対して処分を課することができる。
 - 3 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

- 第12条 何人も、悪意に基づく告発（被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること及び被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。）を行ってはならない。
- 2 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
 - 3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁（以下「配分機関等」という。）に対して、その措置の内容等を通知する。

第4章 事案の調査

(予備調査の実施)

第13条 学長は、第5条に基づく告発を受理することとした場合又は、その他の理由で予備調査の必要を認めた場合は、予備調査委員会を設置するとともに、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は、学長が指名する3名の委員によって組織する。

3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めるとともに、関係者に対してヒアリングを行うことができる。

4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、及び実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第14条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の合理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第15条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査実施の指示を受けた日から起算して原則20日以内に、予備調査結果を学長に報告する。

2 学長は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。

3 学長は、本調査の実施を決定した場合は、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求めるとともに、当該事案に係る研究費の配分機関等に、本調査を行う旨を報告するものとする。

4 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。

5 前項の場合、学長は、配分機関等や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(調査委員会の設置)

第16条 学長は、本調査の実施を決定した場合は、速やかに、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、学長が指名する10名以内の委員によって組織するものとし、委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。

3 前項の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(本調査の通知)

第17条 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、学長に対して調査委員会委員に関する異議申立をすることができる。

3 学長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第18条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して原則30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第19条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

- 第20条 調査委員会は、本調査を実施するに当たり、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた機関が本学ではない場合は、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該機関に依頼するものとする。
 - 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第21条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第22条 調査委員会は、本調査に当たり、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

- 第23条 本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第19条第5項の定める保障を与えなければならない。

第5章 不正行為等の認定

(認定の手続)

第24条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か及び、不正行為と認定された場合は、次の各号に掲げる事項を含めて認定するものとする。

- 一 不正行為の内容及び悪質性
 - 二 不正行為に関与した者とその関与の度合
 - 三 不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
 - 四 その他必要な事項
- 2 前項に掲げる期間につき、原則150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定予定日を付して学長に申し出るとともに、承認を得なければならない。
 - 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
 - 4 調査委員会は、前項の認定を行うに当たり、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 5 調査委員会は、第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

- 第25条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言及び被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
 - 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。
 - 4 前項において、保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

- 第26条 学長は、速やかに、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。なお、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知するものとする。
- 2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る配分機関等に報告するものとする。
 - 3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

- 第27条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、当該期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、前項の規程を準用し、不服申立てをすることができる。
 - 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。
 - 4 学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査を行わせることができる。
 - 5 前項に定める者は、第17条第2項及び第3項に準じて指名する。
 - 6 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、学長に報告するとともに、学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 7 調査委員会は、第1項及び第2項の不服申立てについて、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

- 8 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告するとともに、学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 9 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは、不服申立てを行った者に対し告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するとともにその事案に係る配分機関等に通知する。なお、不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

- 第28条 前条に基づく不服申立てについて、再調査の実施を決定した場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求めるとともに、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を求めるものとする。
- 2 調査委員会は、不服申立人からの協力が得られない場合には、再調査を行わずこれを打ち切ることができる。
 - 3 調査委員会は、前項の決定をしたときは、学長に報告し、学長は、当該決定を不服申立人に対し通知するものとする。
 - 4 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出るとともに、その承認を得なければならない。
 - 5 学長は、調査委員会から再調査の結果について報告を受けたときは、速やかに、告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するとともに配分機関等に報告する。なお、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知するものとする。

(調査結果の公表)

第29条 公表する調査結果の内容は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

- 一 研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属
 - 二 研究活動上の不正行為の内容
 - 三 本学が公表時までに行った措置の内容
 - 四 調査委員会委員の氏名・所属
 - 五 調査の方法・手順
 - 六 その他必要と認める事項
- 2 学長は、前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 - 3 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しないものとする。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
 - 4 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 5 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、及び調査の方法・手順等を公表するものとする。

第6章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

- 第30条 学長は、本調査の実施を決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 学長は、配分機関等から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

- 第31条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第32条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。
- 3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

- 第33条 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、第31条第1項及び第2項の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除するものとする。
- 2 学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

- 第34条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、就業規則その他関係諸規則等に従って、処分を課すものとする。
- 2 学長は、前項の処分を課したときは、該当する配分機関等に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

- 第35条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。
- 2 学長は、関係する部局等の長に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
- 3 学長は、前2項に基づく是正措置等の内容を該当する配分機関等に対して報告するものとする。

第7章 補則

(庶務)

- 第36条 この規則に関する庶務は、関係各課等の協力を得て、財務部研究推進課が行うものとする。

(雑則)

第37条 この規則に定めるもののほか、研究活動上の不正行為の防止及び対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年海洋大規第8号）

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

附 則（令和5年海洋大規第60号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。